

## 奈良国際文化観光都市建設審議会の概要

審議会等の名称	奈良国際文化観光都市建設審議会
設置目的、担当事項	都市計画法第 77 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定するもののほか、奈良国際文化観光都市建設法による建設計画及び建設事業に関する事、本市のまちづくりについての重要な事項に関する事について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する
設置根拠法令等	奈良市国際文化観光都市建設審議会条例
設置年月日	平成 12 年 3 月 30 日
委員数	20 人
任期	2 年
委員構成	学識経験者、市議会議員、関係行政機関の職員又は市の住民
公開・非公開の別	公開
担当課	都市整備部都市計画課